

第十三号議案

江戸川区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

江戸川区行政財産使用料条例（昭和四十年十月江戸川区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「一月当り」を「一月当たり」に、「および」を「及び」に改め、同項第二号中「建物および」を「建物及び」に改め、
 「合計して得た額」の下に「に消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定による消費税及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税（以下「消費税及び地方消費税相当額」という。）を加算した額」を加え、
 同号(1)中「および」を「及び」に、「千分の六」を「千分の五・七」に改め、同項第四号中「または」を「又は」に改め、同項第五号中「および」を「及び」に、
 「千分の八・五」を「千分の八・一」に改め、「額」の下に「に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」を加え、同条第二項中「額」の下に「に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」を加える。

付 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（説明）

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、使用料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。